

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

京都府内の市町村においては、令和元年度に森林経営管理制度が導入されて以降、京都府、森林組合、京都府森林経営管理サポートセンター等との連携の下、森林資源の現況調査や森林所有者の同意取得に向けた取組が着実に進められており、このうち7市町村においては、令和4年度までの実績として約100ヘクタールの森林整備が実施されたところである。

近年、森林の役割に対する期待はもとより、局地的豪雨による山地災害の多発等により、森林整備の必要性は益々高まっている。また、「2050年カーボンニュートラルの実現」が目標に掲げられ、2023年5月には花粉症の発生源対策を進める「花粉発生源スギ人工林減少推進計画の実現」が策定されるなど、今後は、成熟した多くの人工林の伐採による木材生産と、その後の再造林等を主体とした森林整備に加え、一層の木材利用の促進により、資源循環を進めていくことが求められている。

こうした状況の中、府内の市町村において、これまで森林所有者の同意取得を進めてきた森林について、今後、森林整備を本格的に進め、木材利用を推進していくことが必要となるが、特に山間部等の森林面積が大きい地域については、より多くの経費が必要となるため、計画的な森林整備の推進に影響が出ないよう、財源の確保が課題となっている。

については、国におかれては次の事項について取り組むよう要望する。

- 1 森林環境譲与税が森林整備や木材利用による資源循環の推進のため適切に活用されるよう、譲与基準を見直すこと。なお、見直しに伴い生じる市町村への影響について、十分な配慮を行うこと。
- 2 市町村の取組を支援する立場の都道府県にも森林環境譲与税の配分に係る裁量を一定与えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月5日

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	松本剛明	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
農林水産大臣	野村哲郎	殿
内閣官房長官	松野博一	殿

京都府議会議長 石田宗久